平成２３年（フ）第１７０号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番７―502号
債務者　土田　優子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７１号
北海道苫小牧市字糸井72番地の２　高潮産業寮
債務者　蘇田　　愛（旧姓濱出）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１６５号
千葉県山武郡大網白里町細草1008番地の１
債務者　並木　光司
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６号
千葉県山武郡大網白里町ながた野１丁目15番地11　ヴィラフォーレA101
債務者　岩崎　照美（旧姓安江）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
新潟県加茂市千刈２丁目５番10号
債務者　阿部みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第６７号
新潟県三条市石上１丁目６番18号　渋川荘２号
債務者　高橋　義徳
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４６号
京都府福知山市字長田2049番地の３
債務者　田中加代子（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
熊本県宇城市松橋町両仲間1716番地１
債務者　出田　実男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４１号
熊本市島崎２丁目14番１号　西野アパート101号
債務者　寺村　信義
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５５１号
熊本市帯山８丁目６番47―202号
債務者　太原美栄子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８号
静岡県掛川市下垂木800番地の34
債務者　鈴木　宏美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１６４３号
愛知県常滑市港町５丁目95番地　カーサプエルト101号室
債務者　田中由里世
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６８号
名古屋市中村区佐古前町１番26号　サンライン第60ビル503号室、住民票上の住所名古屋市中村区佐古前町１番26号　サンライン第60ビル407号室
債務者　須川　三太
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００４号
名古屋市中村区十王町21番５号　本陣駅前ビル401号
債務者　千葉　和仁
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３２号
名古屋市北区安井２丁目13番１―105号　県営成願寺住宅
債務者　松岡　恭子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３３号
名古屋市西区清里町69番地の86　市営比良荘西２棟608号
債務者　松岡　千鶴
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５３号
愛知県知多市新知東町２丁目３番地の14
債務者　石原　健嗣
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部